

非常勤役員（理事及び監事）の報酬額の変更について

1 概要

山形県公立大学法人及び公立大学法人山形県立保健医療大学より、知事に対し、非常勤役員（理事及び監事）の報酬額の変更届出があったため、地方行政独立法人法（以下「地独法」という。）の規定により、評価委員会委員長あて通知した。

【改正前 日額】 9,600円

【改正後 日額】 9,700円 ※平成31年度以降は、9,800円

（背景）

両法人では、設立時から地独法第48条第3項（「3 参考」を参照）で定める基準を踏まえ、県の附属機関の委員（公立大学法人評価委員会委員等）と同額としている。

県では、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑み、引き上げ妥当との山形県特別職報酬等審議会答申を踏まえ、本年度から附属機関の委員の報酬額を引き上げた。

それに準じ、両法人の非常勤役員の報酬額を引き上げるもの。

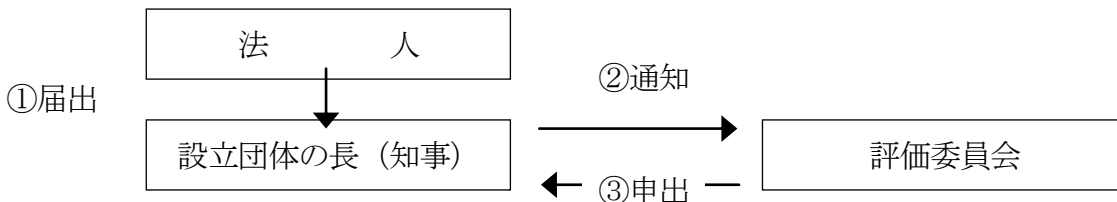
2 趣旨

① 法人は、役員に対する報酬等の基準を定め、設立団体の長（知事）に届け出なければならない（変更した場合も同様）。

② 知事は、その届出に係る報酬等の支給基準を評価委員会に通知する。

③ 評価委員会は、その通知を受けたときは、地独法第48条第3項の規定に照らして適正であるかどうかについて、知事に対し、意見を申し出ることができる。

この度、提出様式③「非常勤役員（理事及び監事）の報酬額の変更に対する意見等調書」により各委員の意見を伺うもの。



3 参考【地独法（抄）】

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。